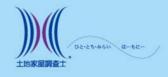


不動産表示登記





土地家屋調査士が不動産に関するご相談にお応えします!

お隣との境界を 確認したいが 空き家になっていて 所有者も不明である

相続や 贈与などのために 土地を2つに 分けたい

建物を 取り壊したが あとの手続きが わからない

建物を 改築・増築したが 登記が必要かどうか わからない

> 畑や 山林などを 宅地にしたい

所有している 土地の番地を 1つの番地に まとめたい

自分の 土地の面積を 知りたい



7月31 10 時~16 時 日時

※事前予約制

千代田区神田三崎町 1-2-10 土地家屋調査士会館(1階にて受付) 場所

03-3295-0587 主催:東京土地家屋調査士会 お問い合わせ



